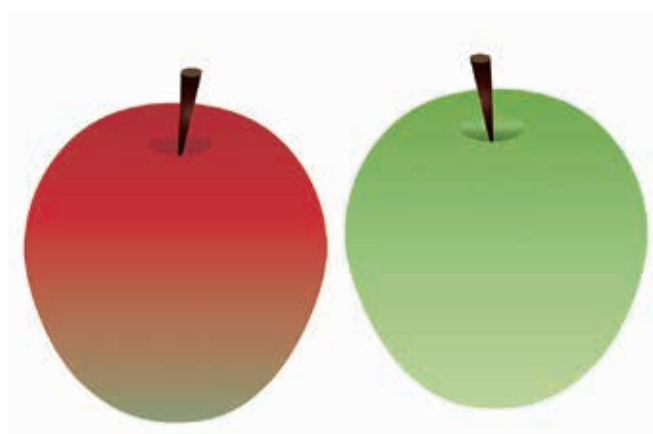


知らなかったでは済まされない。

短期暴露評価導入により変更される農薬の使用方法的概要について

農薬は使用方法を誤ると、農作物だけではなく人体や環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

今月号の特集では、この度厚生労働省が導入に踏みきった農薬の「短期暴露評価」について取り上げます。



短期暴露評価導入の背景 （長期暴露評価と短期暴露評価）

これまで残留農薬については、一日摂取許容量（ADI）を超えなければ食品衛生上問題ないとされてきましたが、国際的には健康への影響度をADIに加えて急性参照用量（ARfD）を用いて評価しています。

そこで厚生労働省は摂取者（消費者）の一日最大摂取量について調査を進めていましたが、このたびARfDを加味した農薬残留基準値設定の目処が立ったことから、急性参照用量（ARfD）を指標とした農薬の短期暴露評価を導入しました。

これからは農薬の安全性については長期暴露評価と短期暴露評価の両方を用いて評価することとなり、既存の農薬については再評価が必要となっています。

- **一日摂取許容量（ADI）**
一生摂取し続けた場合の、1日における体重1kgあたりの許容量
- **急性参照用量（ARfD）**
短時間（24時間）に大量に摂取した場合の、1日における体重1kgあたりの許容量

長期暴露評価と短期暴露評価

	長期暴露評価	短期暴露評価
考え方	起こりやすい事態を想定	最悪の事態を想定
食品摂取量	平均的摂取量	多食者の摂取量
残留濃度（可食部）	現実的（残留試験の中央値）	最大（残留試験の最大値）

農薬の安全性評価

誰に対する毒性の評価？

農薬の安全性評価は、毒性試験に基づいた毒性評価によって行われています。この毒性は、急性毒性と慢性毒性の2種類に分類されます。それぞれの毒性の内容について左表にまとめました。

短期暴露評価導入に伴う 薬剤の登録変更について

農薬の短期暴露評価導入に伴い、既に登録内容変更の申請が行われている薬剤もあります。薬剤の一例を下表に示していますが、こういった薬剤を使用している場合は注意が必要です。

薬剤を散布する自園地の作物だけではなく、近隣の園地で栽培されている作物に気をつけることも重要です。

① 急性毒性

短期間に農薬を摂取した場合の毒性。

これまでは急性毒性については散布者のみを想定。

今般、新たに消費者に対する急性毒性について急性参照用量 (ARf d) を導入

② 慢性毒性

長期間にわたって微量の農薬を摂取し続けた場合の毒性。

ADIとして既に導入済み。

- ・慢性毒性は農作物を摂取する人を想定。
- ・農薬の使用法に基づく暴露量評価

農薬の安全性評価

有効成分名	主な農薬名	主な変更内容	備考
フルバリネート	マブリック水和剤20、マブリックEW など7剤	大粒種ぶどう、トマトの削除 レタスの使用時期の変更	
フェナリモル	ルビゲン水和剤 スペックス水和剤	トマト、ももの削除	
NAC	マイクロデナポン水和剤85 など6剤	ぶどう、はくさいの削除	
ベンフラカルブ	オンコルOK 粒剤、ジャッジ箱粒剤など12 剤	きゅうり、すいか、メロン、なす、なばな、キャベツ、はくさい、だいこん、ブロッコリーなどの削除	H27.2 月頃 登録変更予定
ベンフラカルブ	ジメトエート乳剤、ジメトエート粒剤、ベジホン乳剤	なす、ねぎ、はくさい、トマト、ピーマン、かぼちゃ、かぶ、にんじん、たまねぎなどの削除	

※変更内容は農薬（商品名）ごとに異なる。

登録内容の変更申請が行われている薬剤の一例

新たな農薬の使用方法和「ラベル主義」

短期暴露評価によって使用方法が変更された農薬については、変更された使用方法（登録内容）に基づいて新たな残留基準値が設定されます。そのため、使用方法が変更された農薬については従来の方法で使用すると残留基準値を超過する可能性が高いことから、**ラベル主義**によらずに変更後の使用方法に基づいて使用する必要があります。

なお、使用方法の変更に伴って適用外となった作物については、一律の残留基準が設定されず。

※ ラベル主義

登録内容が変更されても、最終有効年月内において、変更される前の使用方法で使用できるとされている。

適用病害と使用方法

作物名	適用病害名	...
りんご	黒星病、...	...
...

最終有効年月 2015.09



使用方法の変更

適用病害と使用方法

作物名	適用病害名	...
りんご	黒星病、...	...
...

最終有効年月 2015.09

① 短期暴露評価の導入前



使用方法の変更

適用病害と使用方法

作物名	適用病害名	...
りんご	黒星病、...	...
...

最終有効年月 2015.09

② 短期暴露評価の導入後

この例の場合、①の短期暴露評価導入前であれば最終有効年月まではラベル通りの内容で使用できる（ラベル主義）が、②の短期暴露評価後は最終有効年月によらずラベル通りの内容で使用できなくなる。

新しい農薬の使用方法和ラベル主義

おわりに

〜これからの対応

短期暴露評価導入により使用方法が変更される農薬については、引き続き青森県を通じて国から情報が提供されます。

現時点でりんご生産に関わる部分についての使用方法変更の情報はありませんが、今後使用方法の変更についての情報が発表された場合は、当広報誌「林檎の森」や巡回講座、店頭への掲示などを通じて皆さんへ周知いたします。組合員の皆さんにおかれましては、農薬使用の際には今一度使用方法を確認くださるよう、よろしくお願いいたします。

※ 参考資料

青森県農林水産部 食の安全・安心課主催「短期暴露評価導入により変更される農薬の使用方法和」に係る研修会（平成26年12月24日開催）配付資料